

定例見積の電子化について

1 定例見積における見積方法の変更について

「令和7・8・9年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札参加資格審査申請要領」にてお知らせしてまいりましたとおり、令和7年8月1日以降は、印刷業種を除いた全ての申請区分業種において、定例見積を『電子入札システム』を使用した方法に変更します。(ただし、単価契約で複数の品目があるものは紙の見積書で見積合わせを行う場合があります。)紙の見積書を用いた見積はできませんのでご注意ください。

やむを得ない事情がある場合には、紙見積申請書を提出してください。『電子入札システム』への登録ができていないことを理由に紙の見積書を提出することはできません。

『電子入札システム』での定例見積については、ICカードの購入は不要ですので、受注者環境の設定および操作マニュアル等のダウンロードの事前準備をお願いします。

《掲載場所》

「福岡市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「入札・契約・公募」→「契約情報」→「電子入札」→「電子入札システムをご利用の前に」→「物品購入の「定例見積」受注者環境設定、操作マニュアル等」

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/bidding-2012-1011-1627-4.html

※設定方法等に関する質問は「システムに関するヘルプデスク」092-718-1610へお願いします。

2 開始時期

令和7年8月1日以降にホームページに掲載する定例見積から実施します。